

令和3年横審第27号

裁 決

モーターボートAのり養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年10月31日10時25分

千葉県牛込漁港北方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.5トン

登 録 長 7.76メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 191キロワット

### 3 事実の経過

Aは、平成23年9月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に操舵室を配し、同室前部右舷寄りに舵輪、その前方に魚群探知機一体型のGPSプロッター、右舷側に機関遠隔操縦装置、後方に操縦席をそれぞれ備え、a受審人が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、釣りの目的で、船首0.8メートル船尾1.3メートルの喫水をもって、令和2年10月31日07時00分千葉港千葉第1区所在のマリーナを発し、千葉県花見川河口南方沖合の釣り場で釣りののち、10時00分同釣り場を発進して牛込漁港北方沖合に向かった。

ところで、牛込漁港北方沖合の陸岸寄りには、平成30年9月1日から令和5年8月31日までの間、千葉港南袖ヶ浦第2号灯標（以下「袖ヶ浦灯標」という。）から185.5度（真方位、以下同じ。）2.28海里、188度1.38海里、199.5度1.53海里、203度1.27海里、189.5度1.11海里、192.5度1.469メートル、231.5度1.65海里及び204.5度2.50海里的各地点を順次結ぶ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域に、牛込漁業協同組合（現新木更津市漁業協同組合）が千葉県知事から免許を受けた区第3号の第1種区画漁業ののり養殖業漁場区域（以下「牛込漁場区域」という。）が設定されていた。

そして、牛込漁場区域は、その範囲を明示するため、同漁場区域の北側境界上にいずれも灯高約3メートルで毎7秒に5回の黄色閃光を発する主要部の材質がアルミニウム合金製の簡易標識灯4基、及び東側境界上にいずれも灯高約1.5メートルで毎4秒に1回の黄色閃光を発する主要部の材質がアルミニウム合金製の簡易標識灯4基が設置されており、毎年8月20日から翌年5月20日までの間、牛込漁場区域内にのり養殖施設が敷設され、一般財団法人日本水路協会刊行の

ヨット・モーターボート用参考図H-172東京湾その2（以下「参考図」という。）に掲載されていた。

発航に先立ち、a受審人は、牛込漁港北方沖合の陸岸寄りを航行するのが初めてで、牛込漁場区域が存在することを承知していなかったが、前回の釣行時牛込漁港西方沖合でのり養殖施設を見たことがあったので、のり養殖が同沖合以西で行われ、牛込漁港北方沖合の陸岸寄りにはのり養殖施設が存在しないものと思い、参考図を入手して牛込漁場区域の設定状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、操縦席に腰掛けた姿勢で操船に当たり、GPSプロッター画面に魚群探知機機能を表示させ、千葉港千葉第4区を南下し、10時20分半少し前袖ヶ浦灯標から292.5度1,050メートルの地点で、針路を207度に定め、21.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で手動操舵によって進行した。

a受審人は、10時24分僅か過ぎ袖ヶ浦灯標から230.5度1.43海里の地点に至り、10.0ノットの速力に減じ、針路を牛込漁港後背地に視認した観覧車に向く178度に転じたところ、牛込漁場区域まで300メートルとなり、その後同区域に向首接近する状況であったものの、このことに気付かずに続航し、10時25分袖ヶ浦灯標から225.5度1.53海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同区域内ののり養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の初期にあたり、視界は良好であった。

その結果、推進器翼に折損などを、のり養殖施設は、のり網に破損などをそれぞれ生じたが、後にいずれも修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件のり養殖施設損傷は、千葉港千葉第1区所在のマリーナを発航するに当たり、水路調査が不十分で、牛込漁港北方沖合の陸岸寄りを航行中、牛込漁場区域に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、千葉港千葉第1区所在のマリーナを発航する際、牛込漁港北方沖合の陸岸寄りを航行するのが初めてで、牛込漁場区域が存在することを承知していなかったのだから、同区域に向首進行することのないよう、参考図を入手して牛込漁場区域の設定状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前回の釣行時牛込漁港西方沖合でのり養殖施設を見たことがあったので、のり養殖が同沖合以西で行われ、牛込漁港北方沖合の陸岸寄りにはのり養殖施設が存在しないものと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、同区域に向首進行してのり養殖施設に乗り入れる事態を招き、船体及びのり養殖施設に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年2月3日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁